

企画展示

# 水害の記録と教訓



2024

## 記録が語る教訓

近代に河川改修が進められて、少なくとも岡山市の中心市街では水害の記憶が遠のいてきているようです。しかし歴史上、低平な岡山平野で暮らす人々は、記録から判明するだけでも江戸時代以来、たびたび大規模な水害に見舞われてきました。

そこでこのたびは、岡山市立図書館が所蔵する江戸時代以降の岡山の水害記録からいくつかを選んでひもとき、語られてきた教訓を考えます。

原則として図版の後に資料名を示し、和暦年があれば相当する西暦年を割註として括弧内に示しました。

原資料にはなく、現代において付した名称や説明であることを示すのに、括弧 [ ] を用いました。

表紙の図：[ 上道郡内堤塘切損絵図 ] の部分



### 昭和9年、室戸台風水害の写真

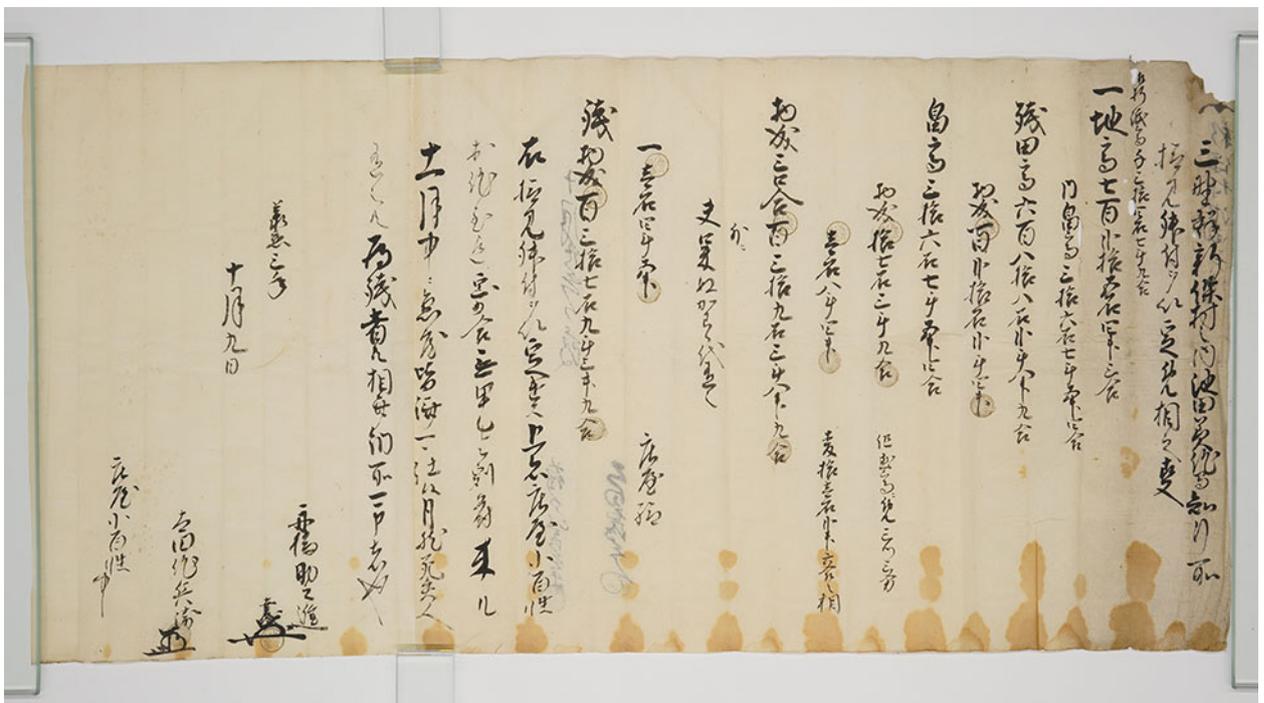
旭川から石関町を乗り越えた濁流が現在のオリエント美術館の付近から城下筋を南へ激しく下るところです。道路の遠方に小さく傘のように見える屋根は、路面電車の城下停留所の待合の日除けです。『昭和九年九月 風水害被害状況 岡山県』（昭和9年10月10日、岡山県発行）と、小林健二（編著）『岡山風水害史』（昭和9年10月31日、中国連盟出版部発行）のいずれにも掲載されている写真です（この図版は後者から掲載）。

# 1 水害がたびたび起こってきた岡山平野

近年ではむしろ意外に思われるくらいかも知れませんが、岡山は永く水害に悩まされてきた地域です。記録に残るだけでも岡山藩主、池田光政の治世に起こった承応年間の大水害以降、おおよそ数十年おきの頻度で甚大な水害が起こってきました。承応大水害以降では、池田綱政の治世の延宝年間の水害や、幕末の嘉永年間の水害が特に大規模でした。

江戸時代の水害の記録としては、破堤箇所と浸水地域を描き留めた絵図や、村の名主たちが被災した人と家屋の数を書き上げた文書などが各地に残っていますが、それらの多くは村の名主から大庄屋を通じて郡々の奉行へ伝えられ、被害の規模を藩へ報告して、救護や貢租の減免などの施策の拠り所となったものです。

しかし治水をめぐるのは、しばしば村々の間で利害の対立が生じ、争論が起ったため、藩に裁許を仰ぐなどして、そのために作成された絵図もありました。



承応三年（1654）十月九日

三野郡新保村之内池田美作守知行所<sup>けみ</sup>検見<sup>もってじょうめんそう</sup>残付ヲ以て定免相之事

（町村文庫 芳田 093.4/45）

新保村の池田美作守の知行地の農民へ宛てられたこの文書は、岡山地方で記録に残る中で史上最大といわれる承応水害の年の定免相（その年の年貢の請求状）です。承応3年7月、藩主の池田光政は、参勤交代からの帰国中に三河国の岡崎で急報に接して岡山へ駆けつけましたが、惨状をみて「われら一代の大難」と悟りました。ただちに腹心の熊沢蕃山らを各地へ派遣して救護と復興に努めましたが、荒廃は筆舌に尽くし難いものでした。

年貢は通常、収穫高の5～6割程度が徴収されることが多いですが、この年は検見（作物の生育状況の検分）を行って減免を措置しており、この知行所では地高725石4斗3合に対して物成（年貢高）は、わずか137石9斗3升9合にとどまっています。



[ 上道郡内堤塘切損絵図 ]

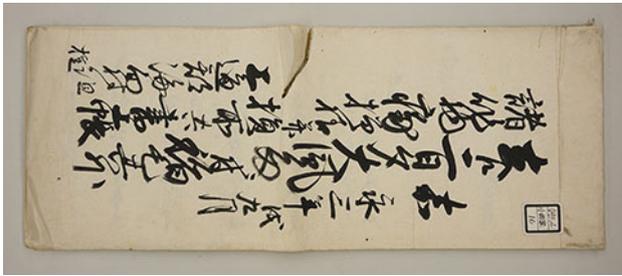
(町村文庫 富山095.1/43)

この絵図は作成年代が記されていないので、いつの年の洪水を描いたものか確定はできませんが、百間川の上流域を含む上道郡の大半が青色に描かれていて冠水したことが示されている大水害であることと、沖新田が開発されていることや、全体の鮮やかな色合いなどから、幕末の嘉永3年（1850）の水害を描いたものである可能性が高そうです。操山から東へ、円山、笠井山と続く山塊の南側に位置する旧富山村（現在の中区海吉、福泊、山崎、円山地区）の役場に伝わってきたものです。絵図の名称も書かれていないので、現代に便宜的に付した名称で呼んでいます。

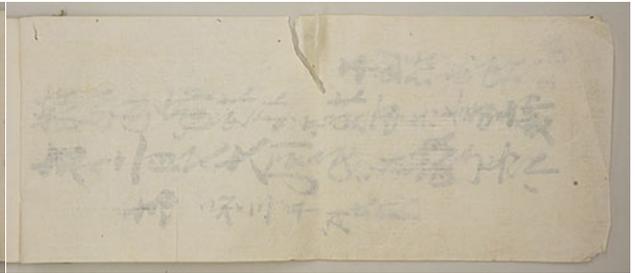
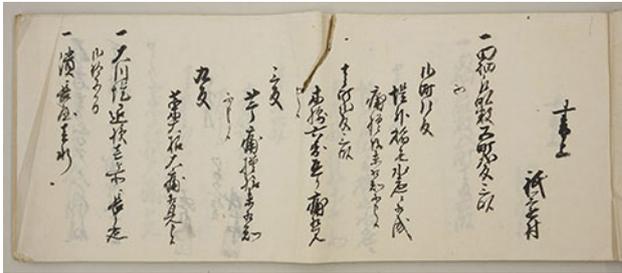
この絵図は上が南で、上方には元禄期の大規模な干拓地、沖新田が描かれています。向かって右の濃い青色が西大川（旭川）、左が東大川（吉井川）で、後者に並行する小さい川は砂川です。岡山の城下町は、旭川にかかる小橋、中橋、京橋の3橋が描かれています。百間川、砂川、旭川の堤防決壊箇所からは激しい水流があふれ、この絵図のほとんど大部分にわたって薄い青色に塗られた溢水域が示されており、このときの洪水の、その広さに驚かされます。

桃色の小さな楕円形は「村形」といい、その中に村の名称が記されています。

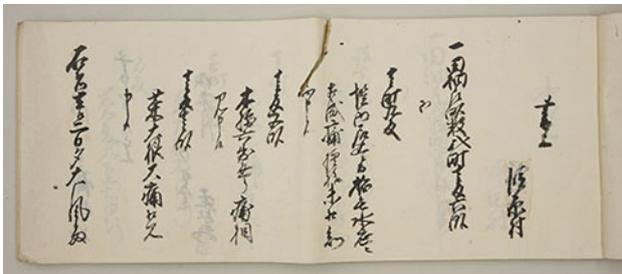
なお、本冊子の表紙にも、この絵図の中から操山～笠井山付近の部分図を掲載しています。



表紙



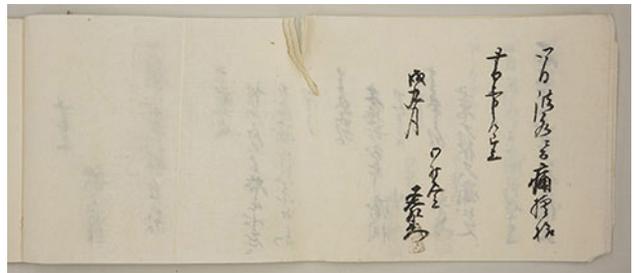
書上  
祇園村  
田畑の  
被害



書上  
塚原村  
田畑の  
被害

名主署名  
五人組頭  
署名

以下略



名主署名

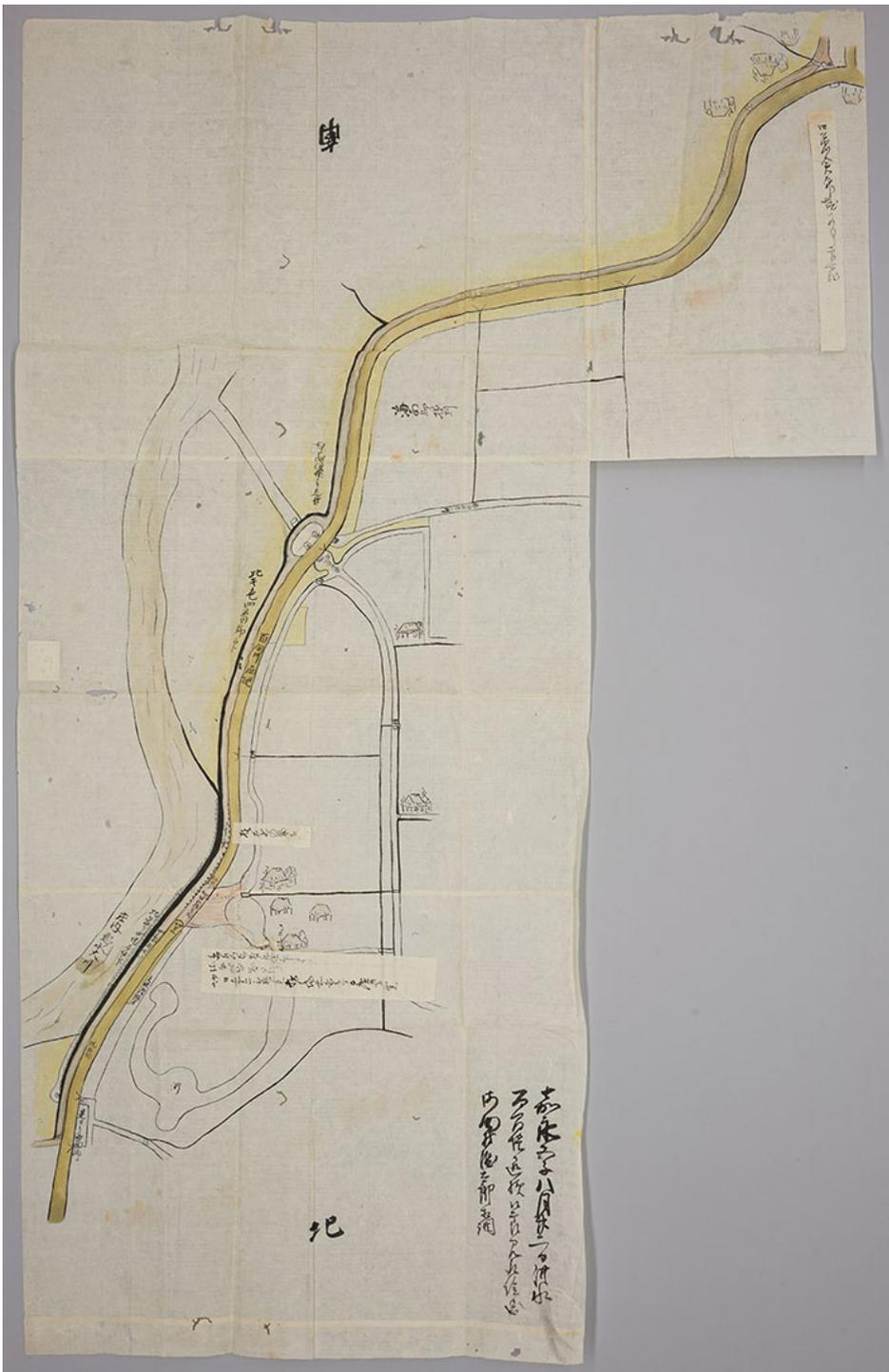
嘉永三年（1850）九月

去ル二日夕大風雨二付<sup>つき</sup>稲毛<sup>そのほか</sup>其他諸作物<sup>いたみ</sup>痛模様并損所共書上帳<sup>ならびに</sup> <sup>ども</sup>

（小西家文書 093.4/16）

これは海面村（現在の中区海吉）の豪農で大庄屋を務めた小西家に伝わってきた文書ですが、嘉永3年の水害に際して、管轄の20ヶ村の名主たちから届いた被害状況の報告を1冊にまとめものです。村ごとに筆跡が異なるので、名主からの書付をそのまま綴じたものと考えられます。大庄屋はこれを取りまとめて在方下役人へ報告し、下役人からさらに郡奉行へ報告されました。その過程で情報を整理し、誤謬を訂正して、通常は丁寧に清書したものが藩へ届けられます。

こうした村々からの被害報告の積み上げがあるからこそ、江戸時代においても水害の死傷者や潰れ家、失われた田畠、家畜などが細かい数字まで把握されており、『撮要録』のような編纂書物の中に取り入れられ、こんにちに伝えられてきたのでした。



嘉永五（1852）子八月廿二日洪水  
 百間堤口損御座候見取絵図 海面村口太郎相調

（笠井家文書 095.1/1）

福泊村の豪農で、村の名主を代々務めた笠井家に伝わってきた絵図です。百間川が笠井山～芥子山の山塊の間隙を通過して南下し、沖新田へ流れ込むところに福泊村は位置しています。この絵図は、嘉永5年（1852）の水害における破堤箇所を示して被害の報告や治水のための論拠等にするために描かれたものと考えられます。隣接の海面村の人が作図にあたっています。

## 2 新収蔵の争論裁許絵図について

ここに展示した絵図は、昨年度に京都市内の古書店で取り扱われているのを当館が見つけて購入し、新たに収蔵品としたものです。

調べてみると、それは岡山市北区の西部を流れる笹ヶ瀬川に注ぐ支流、中川の治水をめぐる文化15年（1818）に作成されたものでした。

辛川市場村と一宮村では、中川の西岸の堤が低く、水田からの排水が流れ込み、川底が浅くなって洪水が起りやすくなっていました。そこで川底を浚えとともに、その土砂を堤の上に盛って嵩上げをしようとしたのですが、対岸の今岡村から水が溢れる心配があるとして反対があり、岡山藩へ裁許を仰ぐことになりました。

そこで、3名の下役人（大庄屋を統括して郡奉行への取り次ぎを行った、岡山藩における農民身分の代表者である在方下役人のこととみられますが、あるいは単に、奉行の配下の役人という意味かもしれません）が派遣されて実情を調べると、今岡村の心配には確たる根拠がないとされ、願いの通りに中川の西岸の堤をある一定の高さまで嵩上げすることが認められ、翌年に藩から裁許が出されました。

このときは藩と関係する3村の間で裁許状と絵図が作成され、交付または取り交わしが行われて各々で保管されてきたのですが、当館には実は、このうちの今岡村に由来する裁許状が、以前から収蔵されていたのでした。

今回、古書店から購入した絵図は、辛川市場村と一宮村の代表者が署名しているので、対立関係にある村どうしで取り交わされたとするならば、今岡村で保管されてきたものである可能性が考えられましたが、当館に収蔵して内容を詳しく検討することにより、もとは裁許状と関連するものであったことが判明したのでした。

この裁許状の文面自体は、岡山藩で編纂された『撮要録』に収録され、広く知られていたものでした。これは岡山藩で農政を司る人々が参考とするために、過去の文書の中から重要なものを選んで編集した大部の書物です。撮要録にも関連の絵図が存在することが簡潔に記述されていますが、その図様までは掲載されていませんでした。

このたび絵図が戻ってきたために、裁許状に書かれている文の内容が詳しく理解できるようになり、地域の歴史を知る上でひとつの前進となりました。



溢水域を示す青色の紙をめくり上げたところ



絵図の表題と、村々の代表者の署名が記されている箇所

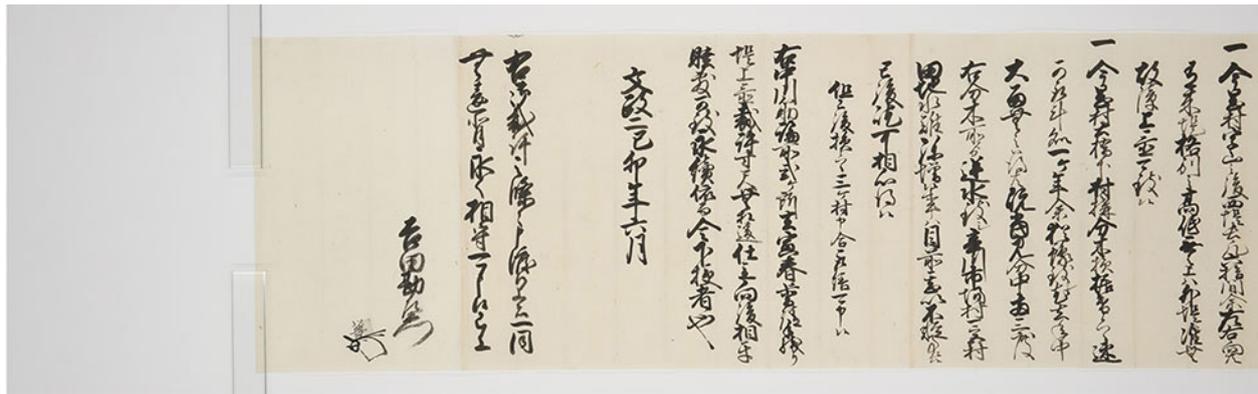
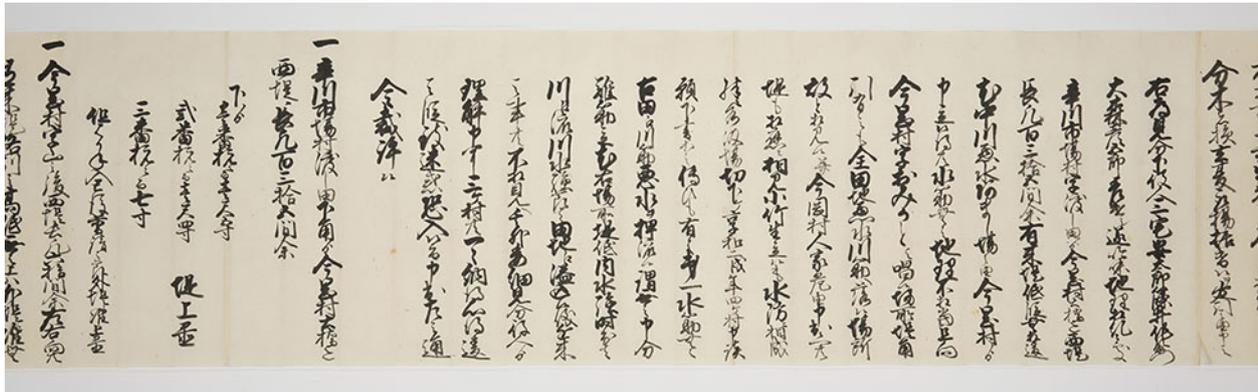
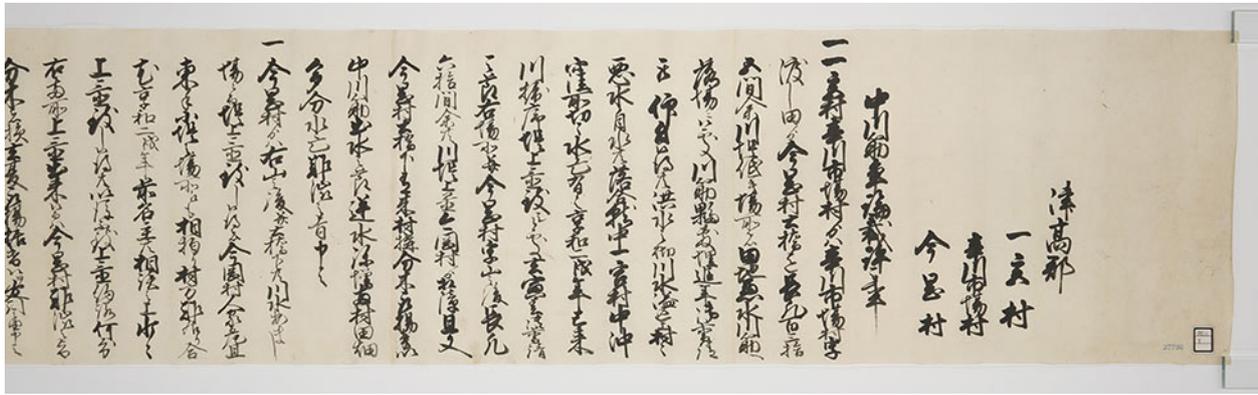
文化十五年（1818）亥三月  
津高郡辛川市場村一宮村今岡村中川前堤上置一件論所絵図

これは当館が令和5年度に京都の古書店で取り扱われていたのを購入して、新たに収蔵品になった絵図です。調べてみると、関連する中川の治水の裁許状がすでに当館には収蔵されており、本来の関係性を取り戻すことができました。

浸水域が青色に塗った別の紙で重ねて示すように作られています。笹ヶ瀬川に注ぐ支流、中川の西岸に位置する一宮村と辛川市場村へは洪水のたびに浸水が多く、合わせて33町2反余の耕地が冠水するので、両村が堤の嵩上げをしたいと願い出たのですが、対岸（東岸）の今岡村から懸念が示されて争論となったものです（今岡村は、冠水する地域はもともと洪水のときは水があふれるようになっていた遊水地（「水あまし場」）だと主張しました）。藩の裁許は、一定の高さを限って堤を嵩上げすることを認め、合流点の付近に洪水時の切損場を設けることなどを指示するものでした。



水が溢れやすい場所を示すためにその形状に切り抜いた紙を上重ねるようになっている



文政二（1819）己卯年六月

津高郡一宮村辛川市場村今岡村 中川筋争論裁許之事

先に展示した絵図は文化15年（その年に文政へ改元）の日付でしたが、3名の下役人による現地調査の上で、その翌年（文政2年）に藩から裁許が下されました。

こちらは以前から当館の所蔵になっていたもので、今岡村で伝えられてきた裁許状の原本です。末尾に郡奉行とみられる吉田勘左衛門以豊が署名し、押印をしています。

今岡村にはもうひとつ、同じ文面の裁許状が伝わっており（今回は展示していません）、それには奉行の名前のところに押印がなく、代わりにさらに末尾に一宮村と辛川市場村の名主以下の署名と押印があります。おそらく、藩から下付された正本に加えて、利害が対立する関係にあった村の間で裁許状の別本を作り、それぞれの代表者が署名押印して交換しあったのでしょう。そしてこのことは、さきの新収蔵の絵図にも一宮村と辛川市場村の代表者が署名していることから、絵図はこの裁許状と同様に、もとは今岡村に伝わってきたもののほうであることを推測させます。

一宮村

辛川市場村

今岡村

中川筋争論裁許之事

一宮村辛川市場村方ハ辛川市場村字  
渡し田方今岡村土橋迄長凡百三拾

五間余川堤低き場所は田地悪水川筋へ

落場に候處川筋夥敷埋追年御普請

被 仰付候得共洪水之砌川水溢込上村ニ

悪水自水共落合就中一宮村中沖

窪所切々水亡有之享和二戌年己未

川堀序堤上置致シ候處去寅春御普請

之節右場所并今岡村字山之後長凡

六拾間余共川堤上置今岡村方相墮且又

今岡村土橋下有來村構分木取場旁以

中川筋出水之節逆水弥増両村田畑

多分水亡難洪之旨申之

一今岡村方ハ右山之後并土橋下共川水あまし

場ニ而堤上置致し候得ば今岡村人家危且

東手小堤之場所江も相拘り村方難居り合

尤享和二戌年前名主共相談之上少々

上置致し候得共以後不致上置約諸何分

右両所上置出来候而ハ今岡村難洪之旨

分木は損去夏取揚据替候ヲ延引之旨申之

右為見分下役人三宅安太郎篠井作左衛門

大森彦五郎差遣シ遂吟味地理相糺候處

辛川市場村字渡し田方今岡村土橋迄西堤

長凡百三拾五間余有來堤低段無相墮

尤中川悪水あまし場之由今岡村方

申立候得共水筋無之地理不相当且向

今岡村字おみかると唱候場所堤向

引有之も全田地悪水川筋へ落候場所

故と相見候并今岡村人家危由申出候へ共

堤も相応に相見小竹生立候も水防に相成

殊ニ水波場切下ヶ享和二戌年四ヶ村申談

願下書等の伝ひも有之第一水筋無之

古田江川筋悪水ヲ押流候謂無之申分

難筋立尤右場所堤低内水強時分ハ

川江流川水強節は田地江溢込候儀近來

之事共相見へ其外委細見分役人方

理解申聞三ヶ村共一々納得心得違

之段致迷惑恐入候旨申出左之通

令裁許候

一辛川市場村渡し田下角方今岡村土橋迄

西堤長凡百三拾五間余

下方

壹番杭二而壹尺五寸

式番杭二而壹尺四寸

三番杭二而七寸

但はかね入已後普請之節外堤に准上置

一今岡村字山之後西堤長凡六拾間余左右向共

有來堤格別之高低無之上ハ外堤ニ准無

故障上置可致候

一今岡村土橋下村構分木据替候ハ、速

可取斗処一ヶ年余猶予致尤去年中

大雨無之候得共既当見分中両三度

右分木所方逆水致シ辛川市場村一宮村

田地水難弥増候事は目前甚以不軽事ニ候

已後屹可相心得候

但已後損候ハ、三ヶ村申合取繕可申候

右中川筋論所式ヶ所去寅春普請手残り

堤上置裁許寸尺無相違仕立向後相互に

睦敷可致永統依而令下授者也

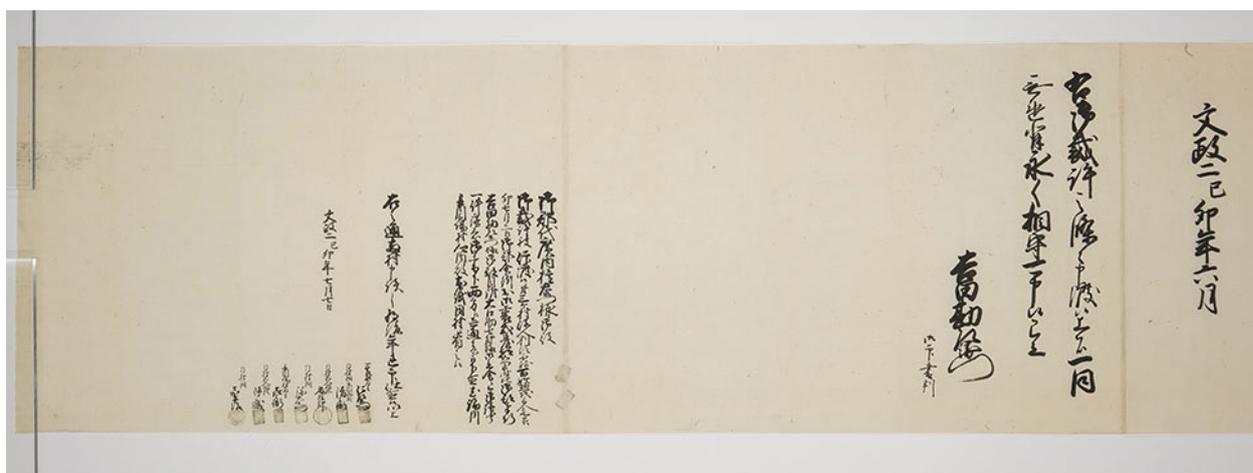
文政二己卯年六月

右御裁許之隙申渡候上は一同

無違背永く相守可申候已上

吉田勘左衛門

以豊(黒印)、花押)



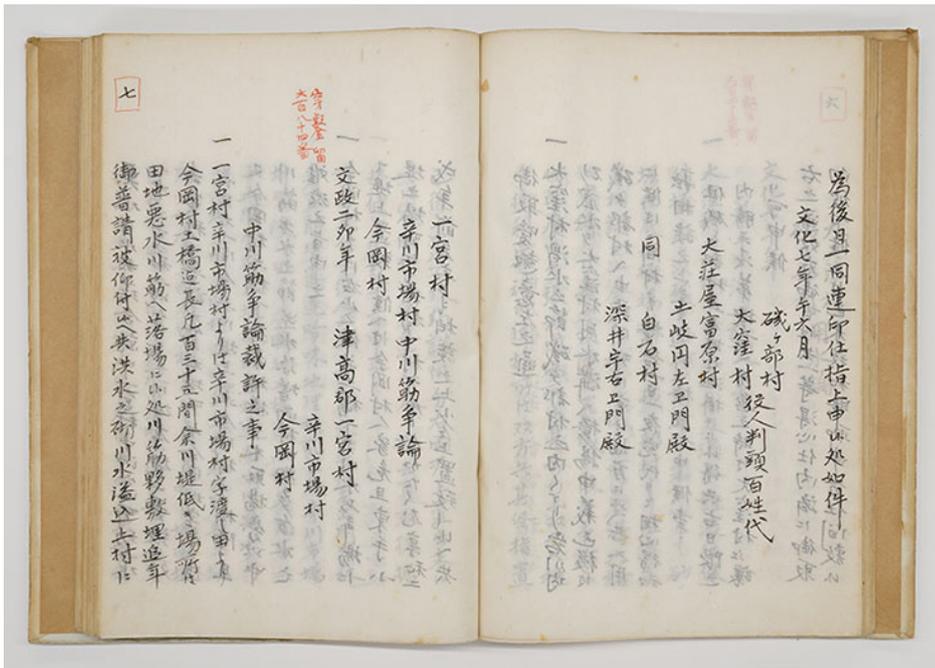
裁許状の別本の末尾部分

今岡村に伝来し、早くから当館の収蔵になっていた2通の裁許状の中の、展示しなかったほうの末尾の部分です。郡奉行の名前までは同じ文面ですが、こちらには押印と花押がなく、代わって「御印書判」と注記されています。そしてさらに用紙が継がれて割印があり、文政2年7月7日の日付で、一宮村と辛川市場村の名主以下、代表者が署名・押印をしています。以上のから推測されるのは、奉行から下付された原本とは別に村々で別本を作り、村の代表者が署名・押印したものを、対立していた一宮村・辛川市場村と今岡村の間で取り交わしあったということです。

なお、『撮要録』では奉行の名前が省かれる代わりに、末尾に次の内容が付記されています。

右海田堅紙に認双方へ一通宛渡之 執筆留帳方 此中川筋見取絵図記録蔵櫃文置

つまり、裁許状を上等の紙にしたためて双方へ1通ずつ作成し交付したこと、岡山藩で記録文書の作成・保管を職掌した留帳方が文書の作成にあたったこと、そして別に中川筋の見取り絵図もあって、こちらは撮要録に掲載されませんでした、原本が藩の記録文書を保管する蔵の中で櫃(ひつ)に入れて保存されていたことがわかります。



『撮要録』

(資料番号 0005345 ~ 0005582)

『撮要録』は岡山藩の留帳方（記録文書を扱う役所）に勤務し、文書の取り扱いを専門にしていた下級武士の徳田重介とその子孫が編纂した書物です。本編 30 巻と後編 9 巻からなる大冊で、岡山藩政において在方（ざいかた、城下以外の地方のこと）の行政を進める上で参考になる文書を広く調べ、収録してテーマごとに編集したものです。その原本は現在、岡山大学附属図書館の「池田家文庫」に保存されていますが、ながらく門外不出であったため、戦後に岡山市立図書館の吉岡三平館長の発案で写本が作られることになり、岡山大学附属図書館の了解のもとで八丹幸八氏が多大の努力を払い、原本から手書きで書写しました。昭和 40 年に日本文教出版社から発行された刊本の『撮要録』は、このときの八丹氏の手書き写本を撮影し版面にしたものです。

そうしたいきさつから、当館には現行の刊本のもとになった八丹氏の手書き写本が所蔵されています。中川の治水をめぐる争論の裁許状は著者の徳田重介の目にとまり、「撮要録」の第 6 巻に収録されています（日本文教出版社発行の刊本では、上巻の 308-309 頁です）。

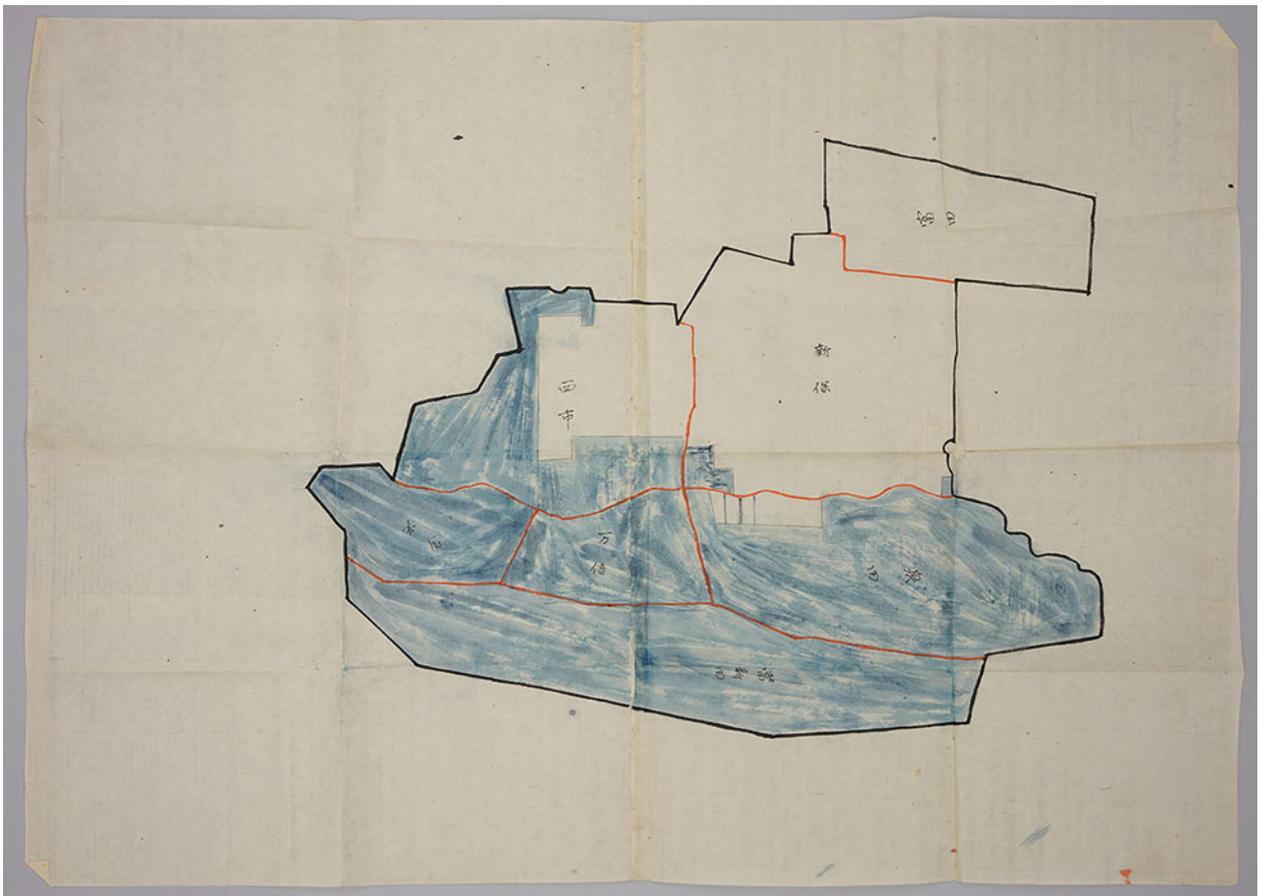
### 3 近代の水害の記録

明治維新後は欧米諸国から近代の土木技術が導入され、治水にも大きな変化が生じて行きます。

岡山市の中心市街がある旭川の下流域では、明治 25 年と 26 年に大規模な水害がありました。明治 25 年の水害では児島湾沿岸で高潮の被害も深刻でした。

続いては、昭和 9 年に室戸台風によって引き起こされた洪水により、中心市街の大部分が水没するという甚大な被害が生じました。このときは旭川の上流域に降った雨で川の水量が増し、台風の通過後に市街へ溢れたのでした。旭川鉄橋が損傷したため東京・大阪方面への山陽本線が不通になりましたが、岡山以西の地域の自治体や団体からは、鉄道やトラックで続々と食糧などの救護物資が届けられ、岡山駅前の広場に集積されて、小舟で各地へ配られて行きました。

このときの水害を機に、国の直轄事業で旭川の大規模な改修工事が進められました。

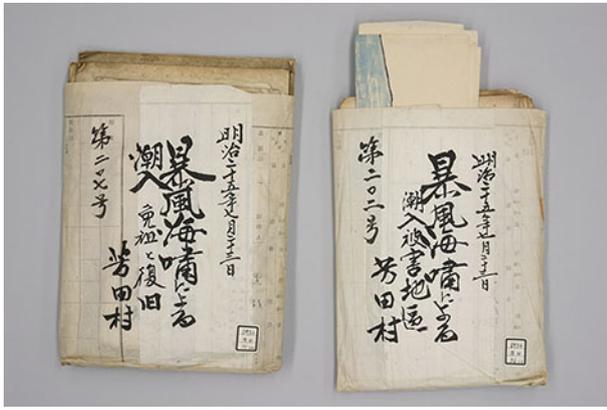


村内の浸水範囲を示す図

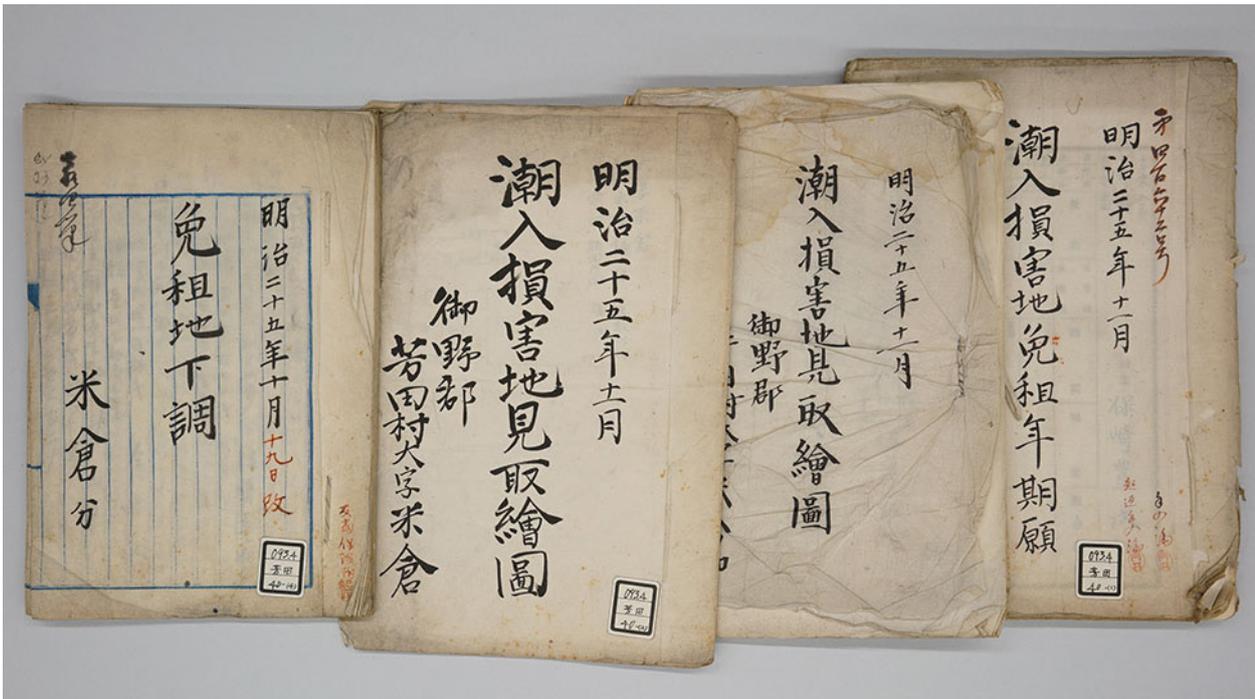
明治二十五年（1892）七月二十三日  
暴風海嘯による潮入被害地区 芳田村

（町村文庫 芳田 093.4/36(1)）

明治 25 年の風水害では海辺の地域で高潮の被害が顕著でした。笹ヶ瀬川の河口付近の左岸に位置する旧芳田村（昭和 27 年に岡山市と合併）では、絵図にあるとおり、村の南半が海水に浸り、農地の被害が甚大でした。ここに展示したのは、岡山県庁に地租の減免を願い出るため、耕地をひとつひとつ調べて被害状況をまとめた文書の中の一部（おもに米倉地区のもの）です。



前ページの図が入っていた書類



明治二十五年（1892）十月

免租地下調 米倉分

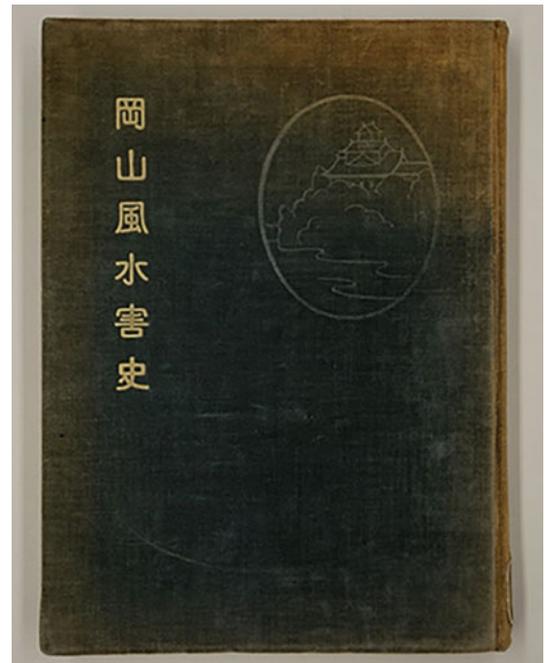
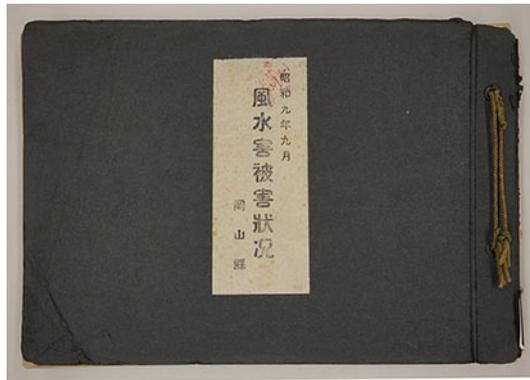
明治二十五年（1892）十一月

潮入損害地見取絵図、潮入損害地免租年期願 芳田村大字米倉  
(町村文庫 芳田093.4/40)

スペースの都合から、芳田村の大字のうち、米倉地区の文書のみを展示しました。

なお、免租が出願された田地は下記のとおりで、海に近い地域ほど被害は甚大です。

新保	2町5反17歩
西市	8町2反1畝5歩
万倍	13町9畝3歩
米倉	14町1畝8歩
泉田	33町9畝16歩
当新田	77町5反9畝4歩



『昭和九年九月 風水害被害状況 岡山県』

昭和9年10月10日、岡山県発行

小林健二（編著）『岡山風水害史』

昭和9年10月31日、中国連盟出版部発行

室戸台風は昭和9年9月21日に日本列島を縦断して西日本を中心とする各地に甚大な被害を与えました。

旭川の上流域の降雨で下流の岡山市内でも水位が上昇し、台風通過後の翌日早朝にかけてピークを迎えました。奉還町や島田まで冠水しており、市内の多くの箇所道路路面から2メートル近い水位に達しています。

この被害を広く伝えるため、被災直後から記録冊子の作成が進められました。そのひとつは岡山県が作成した写真集で、もうひとつは岡山市議員であった小林健二（?～昭和18年）が編纂した書物です。そして水害の翌年に岡山県は『昭和九年風水害誌』を発行し、岡山市も小林の書物をもとにして『岡山風水害誌』を発行しました。

こんにち私たちが目にすることの多い昭和9年水害の記録写真のほとんどは、被災の最中であって、後世へ伝えるべく、やむにやまれぬ強い動機から作成が行われた上記の冊子に由来しています。

『昭和九年九月 風水害被害状況 岡山県』の掲載写真から



勤務の隊員工と況狀の水浸町之下

下之町浸水の状況と工兵隊の活動



況狀の水浸町之中

中之町浸水の状況



況狀水浸のひ島延園樂後

後楽園延養亭の浸水状況



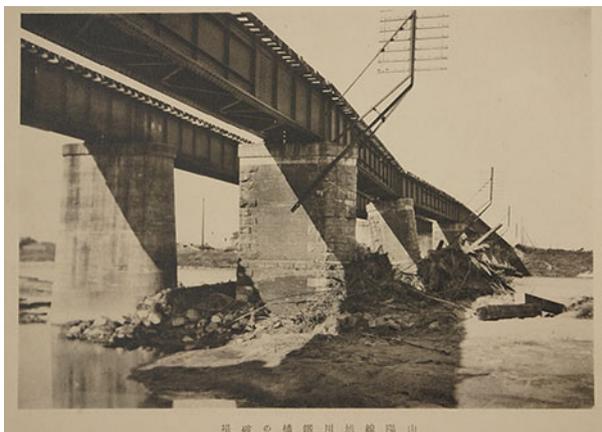
況狀の水浸の公会堂

公会堂筋の浸水の状況



況狀の内園樂後

後楽園内の状況



破損の橋旭川線陽山

山陽線旭川鉄橋の破損



所無潰決場馬の櫻

桜の馬場決潰場所



害破のり通町栄

栄町通りの損害

小林健二（編著）『岡山風水害史』の掲載写真から（説明文は適宜要約しました）



[石関町の決潰口からの奔流]

昭和十一年七月二十一日、岡山県岡山市石関町、大洪水、大決潰、大奔流、大決潰、大奔流



[出石町の土手]

昭和十一年七月二十一日、岡山県岡山市出石町、大洪水、大決潰、大奔流



[柳川筋の岡山劇場付近、浸水は4尺(1.3m)以上]

昭和十一年七月二十一日、岡山県岡山市柳川筋、大洪水、大決潰、大奔流



[西中山下の電車筋（柳川筋）の水勢]

昭和十一年七月二十一日、岡山県岡山市西中山下、大洪水、大決潰、大奔流



[番町の路面電車の終点付近]

昭和十一年七月二十一日、岡山県岡山市番町、大洪水、大決潰、大奔流



[西大寺町筋]

昭和十一年七月二十一日、岡山県岡山市西大寺町、大洪水、大決潰、大奔流



[商店街（上之町）が3尺（約1m）の浸水となる]

昭和十一年七月二十一日、岡山県岡山市上之町、大洪水、大決潰、大奔流



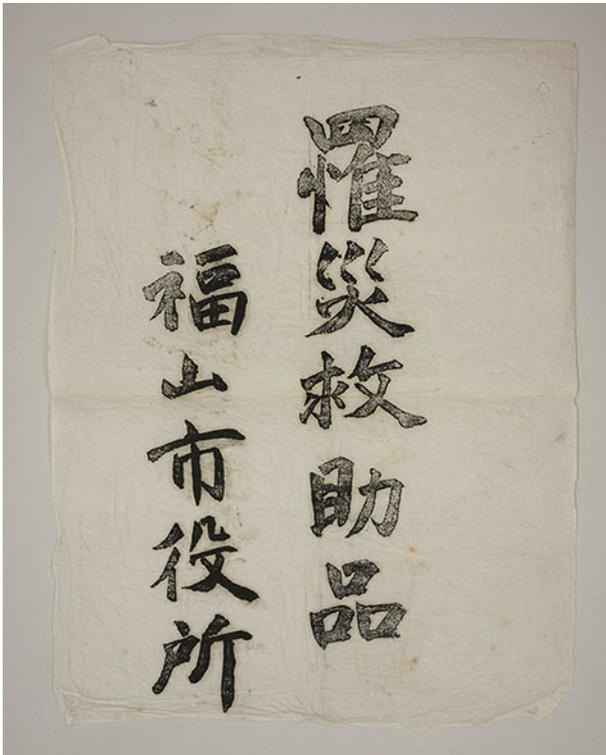
[桜の馬場の決潰場所]

昭和十一年七月二十一日、岡山県岡山市桜の馬場、大洪水、大決潰、大奔流



各地より寄贈の救護物品配給（岡山駅前）

『昭和九年風水害誌』（昭和10年10月5日、岡山県発行）の掲載図版



福山市役所から届けられた罹災救助品の貼紙

岡山市では昭和9年の室戸台風水害で市街地が水没するほどの被害がありました。台風が通過した日の深夜にトラックで握り飯を届けた真金町（現在の北区吉備津）を皮切りに、翌日には山陽線が運行していた岡山以西の地域の自治体、団体、軍隊などからおもに鉄道を利用して食糧、毛布、衣類、医薬品などの救援物資が続々と届けられました。それらは岡山駅前の広場に集積され、そこから小舟に積み替えられて、冠水していた市内の各地へ届けられました。岡山市では給水車を走らせて、コレラ、赤痢、チフスなどの感染症が蔓延しないように最大の注意を払いました。

災害の被害の大きさは永く語られることがありますが、災害のとき各地から寄せられた多くの救援についても、忘れず伝えていきたいものです。

本書の図版を収録している資料は、すべて岡山市立中央図書館の所蔵品です。  
(広く印刷・刊行されている図書も、当館に所蔵があるものです)

岡山市立中央図書館

## 企画展示 水害の記録と教訓

- 期間 2024（令和6）年7月4日（木）～8月4日（日）  
毎週月曜日休館（ただし7月15日（祝）は開館）
- 場所 岡山市立中央図書館 2階視聴覚ホール前 展示コーナー（観覧無料）  
岡山市北区二日市町 56 番地 電話 086-223-3373

- 関連行事 歴史講座「岡山藩領の水害記録について」  
日時 2024（令和6）年7月14日（日） 14～16時  
場所 岡山市立中央図書館 視聴覚ホール  
講師 飯島章仁（岡山市立中央図書館学芸副専門監）  
定員 60名（当日先着順、聴講無料）

## 企画展示 水害の記録と教訓

### 解説冊子（電子版）

- 発行 2024（令和6）年7月4日 岡山市立中央図書館
- 執筆 飯島章仁（岡山市立中央図書館学芸副専門監）

岡山市立中央図書館